

1 学校全体としての体制づくり

学校におけるアレルギー対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(発行:日本学校保健会 監修:文部科学省 平成20年3月)による対応を基本とします。学校での配慮や管理が必要な児童生徒については、医師の診断による学校生活管理指導表の提出を求めます。提出された学校生活管理指導表を基に、次の三つを柱に、学校におけるアレルギー疾患の対応をすすめます。

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

■ アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表(医師の診断)」活用の徹底

■ 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・組織対応による事故予防

■ 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施
- ・体制の整備



食物アレルギーのような、学校における配慮や管理が必要になるアレルギー対応は、校内組織(アレルギー対応委員会)で検討され、学校全体で取り組む必要があります。各職員がその職に応じた役割を担いながら、日々の給食提供や事故防止及び事故時の対応に精通するとともに、緊急時対応研修を年間計画に位置づけるなど、全職員対象に計画的に行う必要があります。

学校での対応

① アレルギー対応委員会の設置

- ・具体的なアレルギー対応について、一定の方針を定める
- ・児童生徒ごとの取組プランを作成する
- ・症状の重い児童生徒に対する支援を重点化する

② 全教職員で対応

- ・特定の教職員に任せずに、組織的に対応する

③ 疾患の理解に向けての研修会・緊急時の実践的な研修の実施

- ・DVD「緊急時の対応」等を活用する

